

総合評価点算定基準

1 総合評価点の算定方法

総合評価点は、入札書が無効でない者、予定価格の制限の範囲内の者(失格となった者を除く。)について、次の算式により算定する。

$$\text{総合評価点} = \text{価格点} + \text{価格以外の評価点}$$

2 総合評価点の配点

価格点と価格以外の評価点の配点は、次のとおりとする。

ア 価格点 82点

イ 価格以外の評価点 18点

3 価格点の算定方法

(1) 価格点は、次の算式により算定する。

$$\text{価格点} = \text{配点}(82点) \times \text{最低価格} / \text{入札価格} (\text{小数点以下第4位を四捨五入})$$

(2) 最低価格は各入札者(失格となった者を除く。)の入札金額(消費税等を含まない。以下、同じ。)のうち最低の金額とし、入札価格は各入札者の入札金額とする。

4 価格以外の評価点の算定方法

価格以外の評価点は、入札者が提出した評価項目算定資料(添付書類を含む。)により、企業関係評価項目(別表1)及び技術者関係評価項目(別表2)に基づいて算定した評価点の合計とする。ただし、企業の粗雑工事実施状況により、企業関係評価項目を減点する(最大 2点)。

5 価格以外の評価項目における同種工事は、次の条件に該当する工事とする。

(記載例) 記入すること、原則、過去15年間とする。

平成 年以降に、 内において完成引き渡し完了した、国、県、市町村(旧)日本道路公団発注の橋長が m以上で 車線以上、設計荷重 以上の現場打ち鉄筋コンクリート構造の道路橋下部工事

6 評価項目算定資料については、次のとおり取り扱うものとする。

(1) 配置予定技術者を1人に特定できない場合は、複数の技術者を配置予定技術者とすることができる。この場合、配置予定技術者の施工経験等について提出を求める評価項目算定資料は、すべての配置予定技術者について提出するものとする。配置予定技術者の工事成績評定、施工経験の評価点は、最も低い評価を受けた者をもって算定する。

(2) 工事成績評定(企業項目、技術者項目)については、入札日の属する年度の前年度から過去3年間に竣工した工事(繰越工事を含む)を対象として算定する。なお、上記の工事成績評定は、当該年度に集計される過去3年間における企業の竣工検査データを使用する。なお、評定点は必要に応じて契約担当者を確認することとする。

(3) (2)の災害協定に基づく緊急出動の実績については、太田市に関わる災害協定に基づき、太田市内の災害に対し緊急出動したものを認める。または、太田市水道事業における配水本管緊急漏水修繕業者への登録(入札参加申請日現在における)の有無により評価する。

(4) (3)のボランティア参加の実績については、入札日の属する年度の前年度から過去1年間に地方公共団体・建設業協会等が主催するボランティア活動であって、太田市内のエリアにおいて会社として参加したものを認める。なお、行政区(隣組)単位で行う地区クリーン作戦、道普請、及び職制を離れ個人として参加したものは対象外とする。

(対象例) 県下一斉道路クリーン作戦、金山清掃、渡良瀬川クリーン作戦等

または、本市に対し行った地域貢献が、太田市功労者及び徳行者表彰規則第5条の規定による表彰者、及び同表彰に相当する社会貢献であると別に定める方法により市長が特に認めたものの有無で評価する。

(対象例) 徳行者表彰、本市への100万円以上の寄付、本市の児童生徒に対する育英制度等

(5) 企業の施工実績(企業項目)及び配置予定技術者の施工経験(技術者項目)については、原則、入札の属する年度を含み過去15年間とする。

なお、技術者項目については、現在の会社以前に所属した会社における施工経験も認める。

(6) 配置予定技術者工事成績評定(技術者項目)は、現会社において主任技術者又は監理技術者として竣工検査時に携わった工事評定を対象とする。

(7) 優良工事主任技術者表彰(技術者項目)は、他の会社において受賞した表彰実績も対象とする。

別表1【企業関係評価項目】

評価項目	配点	評価基準	評価点
企業工事成績評定 入札日の属する年度の前年度から過去3年間の対象工事と同じ種類の太田市発注工事の工事成績評定点(共同企業体の構成員としての評定点を含む。)の平均値(小数点以下第4位四捨五入)により評価する。対象となる評定点がない場合は、平均値を65点とみなす。 種別とは、次の3種別とする。 ・土木(土木一式、舗装、造園、水道施設) ・建築(建築一式、電気、管) ・その他(塗装、とび、土工・コンクリート、その他)	5.0点	80点以上	5.0点
		65点を超え80点未満	$(\text{平均値}-65) \times 5.0 / 15$ 点 (小数点以下第4位四捨五入)
		65点以下	0点
企業の施工実績 同種工事を元請として施工した実績(共同企業体の構成員としての実績を含む。)により評価する。同種工事は、「5」の要件による。	2.0点	5年以内の実績有り	2.0点
		5年を超え15年以内の実績有り	1.0点
		実績無し	0点
災害協定、ボランティア等の地域貢献 (1)入札参加申請日現在における太田市との間で締結された災害協定等の締結の有無 (2)会社として入札日の属する年度を含み過去3年間における災害協定に基づく緊急出動の実績、又は水道事業における配水本管緊急漏水修繕業者への登録(入札参加申請日現在における)の有無 (3)会社として、入札日の属する年度の前年度(1ヶ年間)に実施したボランティア実施回数、または社会貢献について、次のいずれかの有無で評価する。 ア. 清掃などの労務的なボランティアを行った回数 イ. 本市に対し行った地域貢献が、市徳行者表彰、又は同表彰に相当する社会貢献であると別に定める方法により市長が特に認めたもの有無	3.0点	災害協定あり	1.0点
		災害協定に基づく緊急出動又は配水本管の緊急漏水修繕業者への登録あり	1.0点
		ボランティア実績あり 年間2回以上	1.0点
		〃 年間1回	0.5点
		地域貢献あり	1.0点
ともに無し	0点		
企業の優良工事の受賞 入札日の属する年度の前年度から過去2年間の太田市請負優良工事表彰の受賞の有無により評価する。	1.0点	表彰実績あり	1.0点
		無し	0点
計	11.0点		
粗雑工事等の状況 入札日の属する年度の前年度の太田市発注工事の完成検査の評定が「劣る」と評価された工事及び検査時において、粗雑工事等について書面による注意の有無により評価する。	最大 - 2.0点	2件の書面注意又は1件以上の「劣る」と評価された工事あり	- 2.0点
		1件の書面注意あり	- 1.0点
		無し	0点
小計	11.0点		

ただし、印は減点項目。

別表2【技術者関係評価項目】

評価項目	配点	評価基準	評価点
配置予定技術者工事成績評定 主任技術者又は監理技術者として竣工検査時に携わった、入札日の属する年度の前年度から過去3年間の太田市発注工事の工事成績評定点(共同企業体の構成員としての評定点を含む。)の最高点により評価する。対象となる評定点がない場合は、最高点を65点とみなす。	4.0点	80点以上	4.0点
		65点を超え80点未満	$(\text{評定点}-65) \times 4.0 / 15$ 点 (小数点以下第4位四捨五入)
		65点以下	0点
配置予定技術者の施工経験 同種工事を主任技術者又は監理技術者として施工した経験により評価する。同種工事は、「5」の要件による。	1.0点	5年以内の経験有り	1.0点
		5年を超え15年以内の経験有り	0.5点
		無し	0点
優良工事主任技術者表彰 配置予定技術者の入札日の属する年度の前年度から過去2年間の太田市請負優良工事主任技術者表彰の有無により評価する。	1.0点	表彰実績有り	1.0点
		無し	0点
配置予定現場代理人の施工経験 同種工事を現場代理人又は主任技術者若しくは監理技術者として、15年以内の施工した経験者の配置により評価する。同種工事は、「5」の要件による。	1.0点	の配置予定技術者と別に施工実績がある者を配置	1.0点
		の配置予定技術者と同一の者を兼任として配置	0.5点
		施工経験無し	0点
小計	7.0点		
合計	18.0点		